



事業系ごみの分け方・出し方

目 次

1	廃棄物の種類		1～2
2	事業者の責任		3
3	廃棄物の分別方法		4～6
4	廃棄物の流れ		7～9

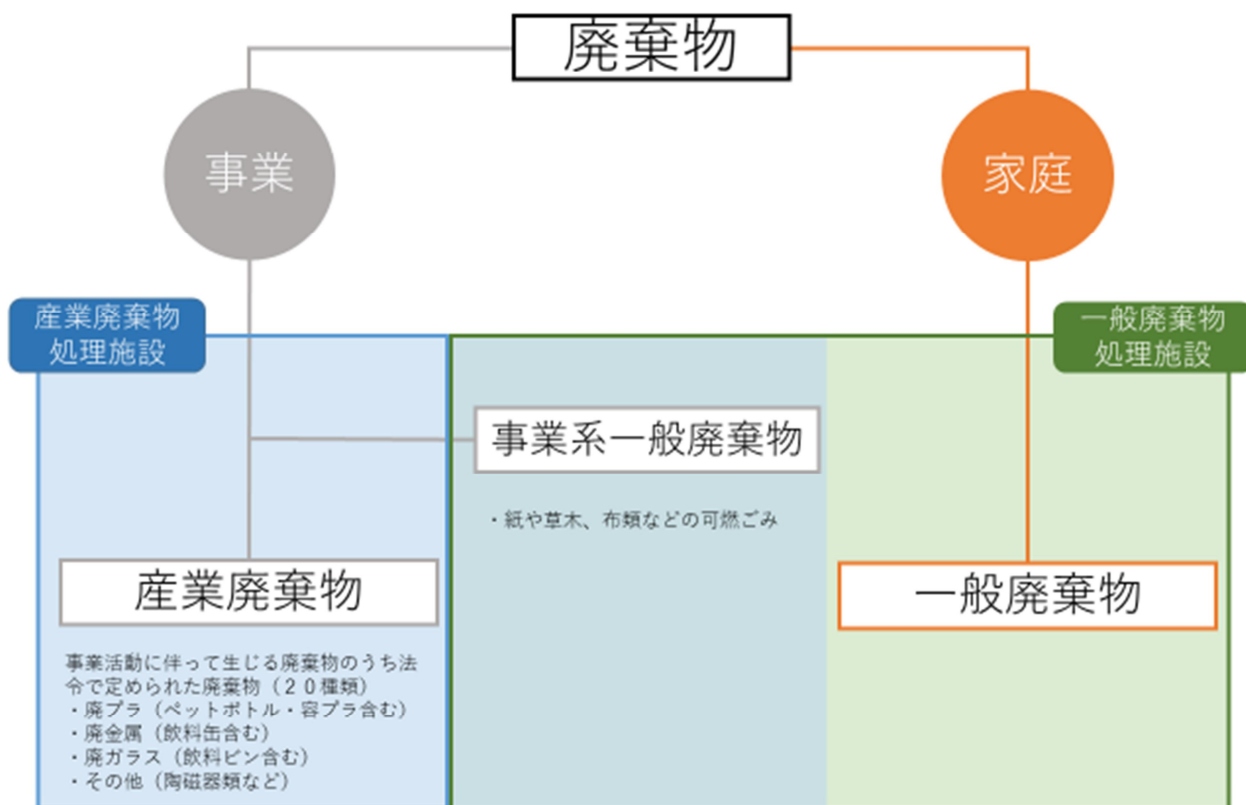
亀 岡 市

リサイクルにご協力ください

1 廃棄物の種類

廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、廃棄物を次のように区分しています。

（廃掃法第2条）



※ 事業活動とは、営利を目的とする活動だけでなく、病院・学校・官公署などの公共サービスや、自治会等の活動も含まれます。

産業廃棄物の種類と排出業種（廃掃法第2条及び施行令第2条）

■すべての業種において産業廃棄物となるもの

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック
- ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

■特定の業種において産業廃棄物となるもの

- ⑬紙くず 出版社・新聞業・建設業・製本業・印刷物加工業・
パルプ製造業
- ⑭木くず 建設業・木材木製品製造業・輸入材木の卸売業など
- ⑮繊維くず 繊維工業・建設業など
- ⑯動植物性残さ 食料品製造業・医薬品製造業など
- ⑰動物系固形不要物 と畜場・食鳥処理場から排出の固形不要物
- ⑱動物のふん尿 畜産農業に係るもの（ブリーダーも含む）
- ⑲動物の死体 畜産農業に係るもの
- ⑳産業廃棄物処理物 産業廃棄物を処分するために処理したもの

2 事業者の責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

事業系ごみを減らして、リサイクルを推進すると・・・

ごみを減らし、リサイクルを進めていくことは、ごみ問題の解決につながるのはもちろんですが、事業所自体にも大きなメリットがあります。事業所の一人ひとりみんなで協力して、ごみの減量とリサイクルに積極的に取り組んでいきましょう。

企業のイメージアップ

会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、環境に配慮した企業としてイメージアップにつながります。また、地域社会とリサイクル活動における交流や協働などを行うことで、地域に貢献する企業としてイメージアップにつながります。

コストの節減・効率化

設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみ減量化と経費の節減・効率化を行えます。

3 廃棄物の分別方法

事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理を行わなければなりません。適正に処理を行うためには、排出時点での正しい分別が必要です。下記の表を参考に分別を徹底し、適正に処理してください。

種 類	代表的な品物	注 意 点
事業系一般廃棄物 可燃物	・ 食品の食べ残し ・ 調理残さ ・ 木（パレット除く） ・ 紙類	市ごみ処理施設へ直接搬入するか、一般廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。 業種によっては、産業廃棄物となりますので、その場合は産業廃棄物の許可業者へ委託してください。
産業廃棄物 廃プラスチック	・ ビニール袋 ・ 発砲スチロール ・ 緩衝材類 ・ ペットボトル	産業廃棄物は市ごみ処理施設へ搬入することはできません。産業廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。
金属くず	・ ハサミや刃物類 ・ バインダーの金具 ・ スプレー缶 ・ あき缶	
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	・ 窓ガラス ・ あきビン ・ 茶碗等の陶磁器類	

※ この表で示した分別は、あくまで例として挙げているものです。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の事例を紹介します。

事 例	ごみの種類
事業所から排出された紙類 (シュレッダー紙、段ボール類など) 	事業系一般廃棄物 紙類は有価物として買い取ってもらえ、収入になる場合もあります。また、エコゲートなど無料で利用できる回収施設に持ち込むことで、ごみ処理経費の削減にもつながります。
事業所から排出された生ごみ類 	事業系一般廃棄物 生ごみ処理機やキエーロを活用することで、生ごみの乾燥や分解などの減量効果が見込め、たい肥として再利用することもできます。
飲食店等のプラスチック製容器類 	産業廃棄物のため市ごみ処理施設へ搬入することはできません。
事業所から排出された缶類、ペットボトル類 	産業廃棄物のため市ごみ処理施設へ搬入することはできません。

桜塚クリーンセンターの受入基準

可燃物で一辺が50cm未満のもの

a) 可燃物で大きいもの（木製家具、ダンボール※等）は全て50cm未満の大きさにしてから搬入すること

b) 竹（節を取り除く）、木材、樹木の剪定枝等は直径（太さ）10cm未満で長さ50cm未満にしてから搬入すること

※ リサイクルできる段ボールや紙類は、桜塚クリーンセンター及びエコトピア亀岡に設置している古紙回収ボックスへ投入するようにしてください。

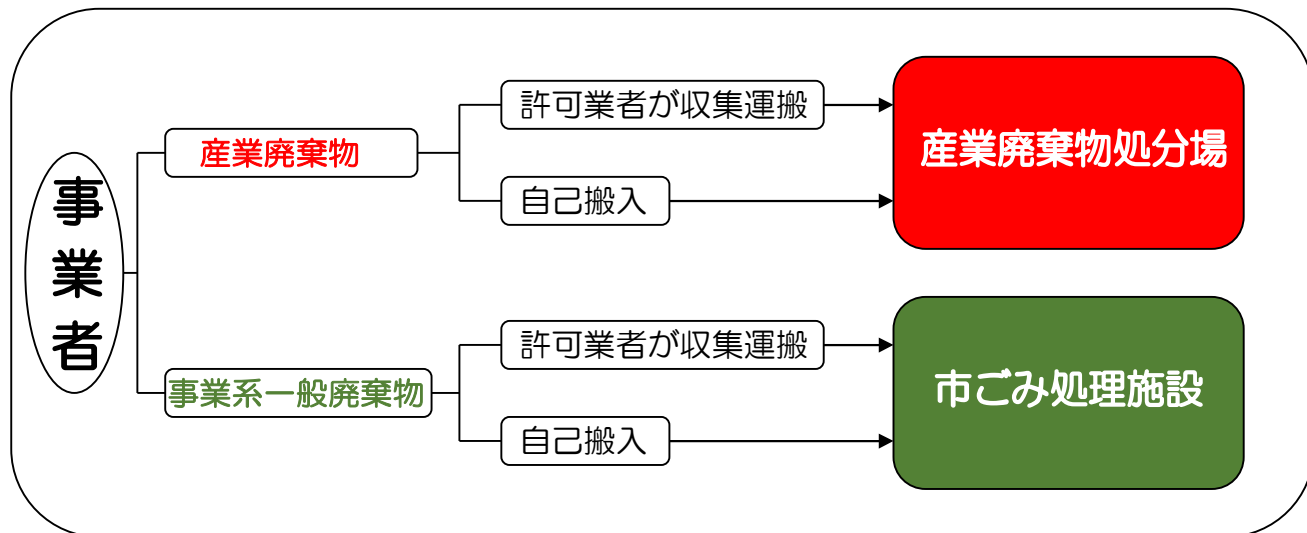
※ 木製家具等、可燃性素材の50cm以上のごみは、粗大ごみとして、エコトピア亀岡（0771-27-2123）へ搬入することができますが、その場合は品目の受入可否、業種等の確認が必要なため、**必ず電話で事前予約のうえ搬入してください。**事前予約がなく搬入された場合は受入出来ません。

産業廃棄物は市の処理施設には搬入はできません。

産業廃棄物が混入することのないように分別を徹底し、適正に処理してください。

4 廃棄物の流れ

事業活動に伴って生じる廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。



事業活動に伴って生じる廃棄物は、市では収集できません。

事業系一般廃棄物を亀岡市ごみ処理施設へ搬入される場合は、自己搬入するか、亀岡市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。

家庭ごみの集積場には排出できません。排出されると不法投棄として処罰の対象となります。

亀岡市一般廃棄物収集運搬業許可業者

業者名	電話番号	業者名	電話番号
大田産業株式会社	0771-23-4410	松波商店	0771-22-0223
株式会社カンポ	075-933-6030	安田産業株式会社	075-604-5353
南丹清掃株式会社	0771-22-4488	有限会社キンキ	0771-22-1155
日進浄化槽センター株式会社	0771-22-5809	サカエ産業株式会社	0771-25-0045
株式会社クリーンプラン	0771-24-5161	有限会社丸加清掃	075-611-5599

産業廃棄物は、産業廃棄物の収集運搬業、処理業の許可業者へ委託してください。

廃棄物処理手数料は下記の通りです。

なお、可燃物を処理施設（桜塚クリーンセンター）へ搬入する場合の手数料は令和9

年4月から、粗大ごみを処理施設（エコトピア亀岡）へ搬入する場合の手数料は令和8年

10月から変更になります。

○可燃物を処理施設（桜塚クリーンセンター）へ搬入する場合（粗大ごみを除く）

令和9年3月31日まで	令和9年4月1日以降
180円/10kg	<u>360円/10kg</u>

○粗大ごみを処理施設（エコトピア亀岡）に搬入する場合

令和8年9月30日まで	令和8年10月1日以降
180円/10kg	・搬入量が50kg 以下の場合 <u>一律1,000円</u> ・搬入量が50kg 超えの場合 <u>一律1,000円 + 400円/10kg</u>

※ 「400円/10kg」は50kg を超える部分から適用

※ 粗大ごみとして、エコトピア亀岡（0771-27-2123）へ搬入する場合は、必ず電話で

事前予約のうえ搬入してください。事前予約がなく搬入された場合は受入出来ません。

産業廃棄物

市のごみ処理施設は一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物は受入れできません。

事業所から出た空き缶、空きビン、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずは、量に関係なく産業廃棄物になりますので、産業廃棄物として処理してください。

産業廃棄物の処理については、**京都府南丹保健所環境衛生課（0771-62-4755）**へお問合せください。

お 問 い 合 わ せ 先

問い合わせ内容等	問い合わせ先	電話番号
一般廃棄物の分け方、出し方 及び施設の受入基準について	亀岡市資源循環推進課 サーキュラー推進係	55-5305
ごみ処理施設 資源化受入施設	桜塚クリーンセンター	27-3355
	エコトピア亀岡	27-2123

問い合わせ内容等	問い合わせ先	電話番号
産業廃棄物について	京都府 南丹保健所環境衛生課	0771-62-4755

編集・発行 亀岡市環境先進都市推進部資源循環推進課 平成19年4月
(令和8年8月改定)

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 TEL0771-55-5305